

乾燥設備作業主任者

労働安全衛生関係法令の規定により、次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業については、「乾燥設備作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、乾燥設備作業主任者を選任し、一定の職務を行なわなければならないことになっております。

イ.乾燥設備のうち危険物等に係る設備で内容積が1立方メートル以上のもの

ロ.乾燥設備のうちイの危険物等以外のものに係る設備で、熱源として燃料を使用するもの（その最大消費量が、固体燃料にあつては毎時10キログラム以上、液体燃料にあつては毎時10リットル以上、気体燃料にあつては毎時1立方メートル以上のものに限る。）又は熱源として電力を使用するもの（定格消費電力10キロワット以上のものに限る。）

当連合会では、三重労働局長登録教習機関として標記技能講習を実施しています。

受講資格

イ.乾燥設備の取扱いの作業に5年以上従事した経験を有する者

ロ.学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後1年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者

ハ.学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者

ニ.その他厚生労働大臣が定める者

※受講資格は、上記イ～ハの従事経験を有する者が該当します。

講習期間・会場・受講定員・受講費用

「[受講の申込](#)」にてご確認ください。

講習科目及び時間

科目	時間
乾燥設備及びその付属設備の構造及び取扱いに関する知識	4時間
乾燥設備及びその付属設備の点検整備及び異常時の処置に関する知識	4時間
乾燥作業の管理に関する知識	5時間
関係法令	2時間
修了試験	1時間

申込方法

「講習会お申込み手順」にしたがって、お申込みください。